

アクセスコントロールに係る規定の在り方に関する論点整理（案）

1. 問題の所在

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第108号。平成30年12月30日から施行）により、著作権法において、「技術的利用制限手段」（アクセスコントロール）¹の回避行為をみなし侵害として民事措置の対象とするとともに、その回避装置・プログラムの公衆への譲渡等及び回避サービスの提供を刑事罰の対象とすることとされており、「技術的利用制限手段」の定義については、同法の「技術的保護手段」（コピーコントロール）²の定義と、当時の不正競争防止法における「技術的制限手段」（アクセスコントロールとコピーコントロールの双方を含む概念）の定義をもとに規定がなされている。

この点、近年、ビジネスソフトウェア業界やゲーム業界を中心に、コンテンツ提供方法がパッケージからインターネット配信・ダウンロードによる提供に移行していることに伴って、ライセンス認証等の「アクティベーション方式」による保護技術が用いられる場面が多くなっている状況を踏まえ、今般「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第33号）により不正競争防止法が改正され、（1）「技術的制限手段」にアクティベーション方式が含まれることを明確化するための定義規定の整備が行われるとともに、（2）「技術的制限手段」の効果を妨げる機能を有する指令符号（シリアルコード等）の提供等が新たに規制対象に追加されることとなった（「技術的制限手段」に関する改正は、平成30年11月29日から施行）。

この結果、アクセスコントロール及びコピーコントロールに関して、著作権法と不正競争防止法との間で、定義規定と規制対象行為に相違が存在する状況となっており、関係団体からは、著作権法においても、近時のソフトウェアの不正使用の態様に対応するため、不正競争防止法と同様の見直しを行うべきとの要望がなされている³。

¹ 著作物等の視聴（プログラムの著作物の電子計算機における実行を含む。）を技術的に制限する手段であり、例えば、デジタル放送におけるB-CAS方式（権限のある利用者のみがコンテンツを視聴できるようにする仕組み）、ゲーム機において正規版のソフトのみを実行可能にする技術（海賊版のソフトを実行不可能にする技術）等がこれに該当する。

² 著作権等を侵害する行為（無断複製等）の防止又は抑止をする手段であり、例えば、音楽CD等に用いられるSCMS（孫コピーを不可能とする技術）、再生専用DVDに用いられるCSS（コンテンツを暗号化し、不正にコピーしても再生できないようにする技術）等がこれに該当する。

³ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第5回）（平成30年11月9日）配布資料3-4（「ダウンロード違法化及び技術的保護手段に関する著作権法改正の要望について」ザ・ソフトウェア・アライアンス）のP3を参照。

2. 論点の整理

(1) 定義規定について

①著作権法と不正競争防止法における定義規定の相違点

著作権法においては、「技術的利用制限手段」は、「電磁的方法により、著作物等の視聴（中略）を制限する手段（中略）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式（注：いわゆる信号方式）、又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式（注：いわゆる暗号方式）によるもの」と定義されている（第2条第1項第21号）。

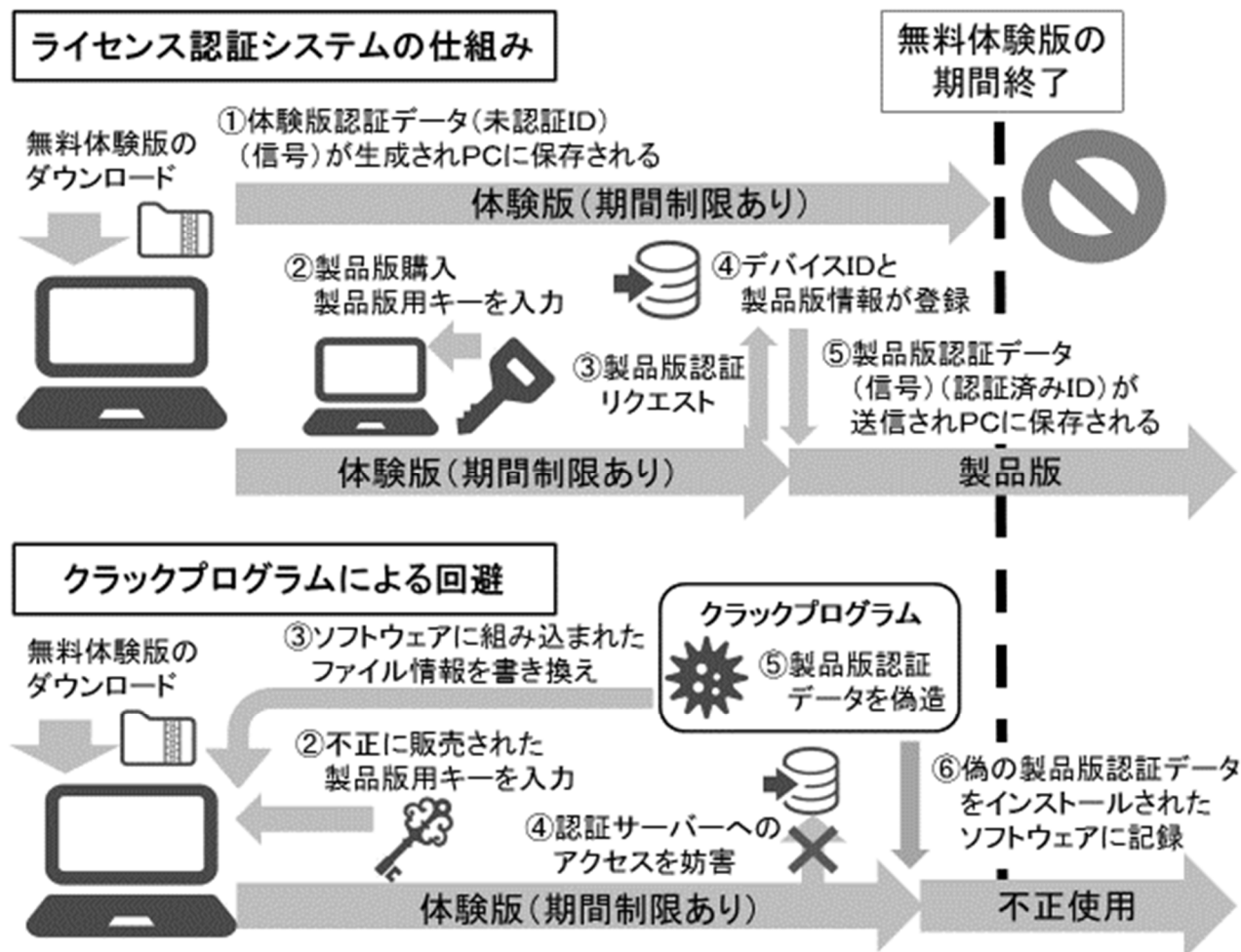
一方、改正後の不正競争防止法においては、上記のような「・・・とともに」といった文言が原因でアクティベーション方式が含まれないとの疑義が生じていたことを踏まえて、これを削除し、「技術的制限手段」は、「電磁的方法（中略）により影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であつて、視聴等機器（中略）が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式（注：いわゆる信号方式）又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式（注：いわゆる暗号方式）によるもの」と定義されている（改正法第2条第7項）。

②アクティベーション方式の仕組み及び不正競争防止法における検討経緯

アクティベーション方式は、典型的には、ユーザーがダウンロードして使用する無料体験版ソフトウェアに製品版を購入して入手したシリアルキーを入力することで、製品版として認証がなされ、使用期間や機能等の制限なく使用が可能となるライセンス認証システム等を指すものである⁴。ライセンス認証システムにおける正規の認証の仕組みと、これを不正に回避するクラックプログラムの仕組みを例として示すと、次頁の図のとおりである⁵。

⁴ このほか、ダウンロード型のゲームソフト（アンロック方式）やスマートフォンのアプリ等においても、類似の仕組みが使用されている。

⁵ 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会 第8回（平成29年2月18日）資料6（BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）をもとに事務局作成。



このライセンス認証システムにおいては、上図の①「未認証ID」及び⑤「認証済みID」が「技術的制限手段」における「視聴等機器が特定の反応をする信号」（未認証IDでは限定的な利用しかできず、認証済みIDにより完全な利用ができるようにするもの）であると解されるどころ、この「信号」のうち、①「未認証ID」はプログラム（無料体験版ソフトウェア）と「同時に」行われる一方で、⑤「認証済みID」は「プログラム」（無料体験版ソフトウェア）のコンピュータへの送信・記録と「同時に」行われるものではない。そのことから、改正前の不正競争防止法第2条第7項の「・・・プログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」には該当しないのではないかと疑義が生じており、ライセンス認証システムを不正に回避するクラックプログラムの販売等について、警察・検察による起訴に至らないケースが少なからず生じていた⁶。

上記のような状況が生じていることを踏まえ、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において対応の要否が審議された。そ

⁶ 一方で、（ア）①「未認証ID」がプログラムのコンピュータへの送信・記録と同時に進行される点を捉えて一連の技術として「・・・とともに」との要件を充足するという解釈や、（イ）「信号」（⑤「認証済みID」を含む）と「プログラム」が同一のコンピュータのハードディスク内に記録されることをもって「・・・とともに」という規定に合致するという解釈により、改正前の規定においても対応が可能との考えもあり得たところである。

の結果，そのような定義規定の解釈上の疑義によりソフトウェアの改ざんや不正な利用行為が放置される結果となることは望ましくないことから，ライセンス認証システムにおけるアクティベーション方式が「技術的制限手段」に含まれることを明確化することが適当との提言がされた。その提言を受け，「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第33号）により，定義規定から「・・・とともに」という文言を削除する改正が行われた。

③著作権法における対応（案）

著作権法においては，「技術的利用制限手段」に関する規定は平成30年12月30日から施行されることとなっており，現時点で問題が顕在化しているわけではないものの，改正前の不正競争防止法と類似した定義規定を採用していることから，同法において以前に生じていたと同様の事態が生じる可能性は十分にある。また，不正競争防止法の定義規定が改正された現状においては，その反対解釈として，著作権法の「技術的利用制限手段」にはアクティベーション方式が含まれないと解される危険性が高まっているとも考えられる。

著作権法においても，定義規定の文言上の疑義により近時のソフトウェアの不正使用の態様に適切な対応ができない状況が生じるのは望ましくないと考えられることから，「技術的利用制限手段」の定義規定における「・・・とともに」という文言を削除し，アクティベーション方式が含まれることを明確化することが適当である。

なお，ソフトウェアをインストール（ダウンロード）する際に，シリアルコード等の入力を求める方式・技術等もあり得ることから，「技術的保護手段」（コピーコントロール）の定義規定においても，同様の明確化を行うことが適当である。

（2）規制対象行為について

①著作権法と不正競争防止法における規制対象行為の相違点

著作権法においては，「技術的利用制限手段」に関して，（ア）その回避を行う行為について，著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き，著作権等を侵害する行為とみなす（民事措置のみ）⁷（第113条第3項），（イ）その回避装置・プログラムの公衆への譲渡・公衆送信等を刑事罰の対象とする⁸（第120条の2第1号），（ウ）業として公衆からの求めに応じて回避を行う行為を刑事罰の対象とする⁹（第120条の2第2号），という措置を講じている。

⁷ 行為の性質上，著作物の複製や公衆送信等の支分権該当行為と同列に扱うべきほどに重大な害を著作権者に与えるとは認められないことから，刑事罰までは科さないこととしている。

⁸ その提供等の時点において特定の著作物との結びつきがなく，一般的・抽象的に著作物の不正利用を助長するものであることから刑事罰のみ科すこととしている。

⁹ 同上。

不正競争防止法においては、営業上用いられている「技術的制限手段」に関して、従来から「不正競争」行為（民事措置及び刑事罰の対象）とされていた、（エ）その効果を妨げる機能を有する装置・プログラムの公衆への譲渡・提供等に加え、今般の改正により、（オ）その効果を妨げる指令符号（シリアルコード等）の公衆への譲渡・提供等、（カ）その効果を妨げる役務の提供が、新たに「不正競争」行為とされている¹⁰。

この点、（イ）と（エ）、（ウ）と（カ）は概ね同様の行為を捕捉しているところ、（ア）の単純回避行為は著作権法でのみ規制されている一方、（オ）の不正な指令符号の提供は不正競争防止法でのみ規制されている、という扱いになっている。

〈規制対象行為の比較〉

	著作権法	不正競争防止法（改正後）
単純回避行為	（ア）民事措置	—
回避装置・プログラムの提供	（イ）刑事罰	（エ）民事措置・刑事罰
回避サービスの提供	（ウ）刑事罰	（カ）民事措置・刑事罰
不正な指令符号の提供	—	（オ）民事措置・刑事罰

②不正な指令符号の提供等（上記（オ））に関する不正競争防止法における検討経緯

アクティベーション方式においては、それを無効化する手段として、不正なシリアルコードをネットオークションで販売する等の行為が発生していることを踏まえ、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において対応が審議された。その結果、こうした不正なシリアルコードの提供等は無効化行為に直結する悪質なものであることから、新たに規制対象とすることが適当とされ、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第33号）により、上記（オ）の技術的利用制限手段の効果を妨げる指令符号¹¹の公衆への譲渡・提供等を「不正競争」行為に追加する改正が行われた。

なお、技術的制限手段を無効化するためのマニュアル等の提供行為についても、規制対象とすべきか検討がなされたものの、当該提供行為は必ずしも無効化行為に直結するとは

¹⁰ （エ）～（カ）の全てについて、試験・研究目的等による行為は適用除外とされている（第19条第1項第9号）。

¹¹ 正規のシリアルコードは技術的制限手段の効果を妨げるものではないので、正規のシリアルコードの公衆への譲渡・提供等は「不正競争」行為には該当しないものと考えられる。

限らないため、情報提供一般に対する規制に繋がりがねないことも考慮して、規制対象とはしないこととされた。

③著作権法における対応（案）

不正なシリアルコードの提供等は、ユーザーによる技術的利用制限手段の回避行為に直結する悪質な行為であり、正規のライセンス購入を減少させ、当該ソフトウェア等の著作権者の経済的利益を不当に害するものであることから、著作権法においても、新たに規制対象とすることが適当である。

その際、技術的利用制限手段の回避装置・プログラムの提供等については、その提供等の時点において特定の著作物との結びつきがなく、一般的・抽象的に著作物の不正利用を助長するものであることから刑事罰のみ科すこととしているところ、不正なシリアルコードの提供等は、特定のソフトウェア等と結びついた形で行われるものであり、刑事罰のみならず、民事措置（差止請求・損害賠償請求）の対象とする必要があることから、著作権を侵害する行為とみなすことが適当である。

なお、アクティベーション方式に係るクラックプログラムについては、特定のソフトウェア等と結びついた形で提供されることが想定される場所、これをみなし侵害として位置づけることも選択肢となり得るが、回避装置・プログラムの提供等のうち一定の行為類型だけを取り出して民事措置の対象とすることについては、それ自体の適否のほか、対象とすべき行為類型の具体的範囲、法律上の規定方法等を慎重に検討する必要がある。このため、まずは、回避装置・プログラムの提供等の実態や、民事措置がないことによる影響等について把握を行うこととし、その状況も踏まえながら、必要に応じて、別途対応を検討することとする。

刑事罰の水準については、回避装置・プログラムの提供等や回避サービスの提供と同様、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科とすることが適当である。

なお、ソフトウェアをインストール（ダウンロード）する際に、シリアルコード等の入力を求める方式・技術等もあり得ることから、「技術的保護手段」（コピーコントロール）を回避するための不正なシリアルコード等の提供に関しても、同様の取扱いを行うことが適当である。

(参考1) 著作権法の関連条文

著作権法（昭和45年法律第48号） *TPP整備法による改正後の著作権法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作権者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第二百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作権者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作権者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において利用する行為を含む。以下この号及び第百十三条第三項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二～二十四 （略）

2～9 （略）

（侵害とみなす行為）

第百十三条 （略）

2 （略）

3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4～7 （略）

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避を行う若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行う若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。)をした者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行つた者

三・四 （略）

(参考2) 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)による改正後の不正競争防止法の関連条文

*下線部は平成30年法律第33号による改正箇所

不正競争防止法(平成5年法律第47号)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～十六 (略)

十七 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴, プログラムの実行若しくは情報(電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されたものに限る。以下この号, 次号及び第八項において同じ。))の処理又は映像, 音, プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている映像若しくは音の視聴, プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像, 音, プログラムその他の情報の記録(以下この号において「映像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。), 当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)若しくは指令符号(電子計算機に対する指令であって, 当該指令のみによって一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し, 引き渡し, 譲渡若しくは引渡しのために展示し, 輸出し, 若しくは輸入し, 若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては, 映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)又は映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十八 他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴, プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像, 音, プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴, プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像, 音, プログラムその他の情報の記録(以下この号において「映像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。), 当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し, 引き渡し, 譲渡若しくは引渡しのために展示し, 輸出し, 若しくは輸入し, 若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為(当

該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。) 又は映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十九～二十二 (略)

2～7 (略)

8 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法により映像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であつて、視聴等機器（映像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

9～11 (略)

(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一～八 (略)

九 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若し

くは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

(罰則)

第二十一条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行った者

五～七 (略)

3～12 (略)